

男鹿市告示第47号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、歳入の収納の事務を次の私人に委託する。

令和5年4月1日

男鹿市長 菅原 広二

- 1 事務内容
市庁舎管理業務委託（日直業務）における斎場使用料の受領
- 2 委託先
男鹿市船川港船川字泉台67番地168
株式会社東北ビルサービスセンター
代表取締役 藤原 誠
- 3 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで